



市営住宅入居のしおり

(保 存 版)

飯 能 市 建 築 課

埼玉県住宅供給公社

目 次

I	住宅の管理について	…………… (1)
II	住宅の設備について	…………… (5)
III	共同施設について	…………… (7)
IV	団地生活について	…………… (8)
V	防災について	…………… (1 0)
VI	修繕区分について	…………… (1 1)
VII	管理代行(委託)について	…………… (1 6)

I 住宅の管理について

1 市営住宅について

皆様が今回入居される市営住宅は、市が市民の税金と国、県の補助金を受けて建設した住宅です。

市営住宅は、住宅に困っている低額所得者に対して低い家賃で住宅を供給しようとする公営住宅の趣旨に基づいています。家賃は、入居者の世帯の収入及び住宅の立地条件、規模等により算出されます。また、公営住宅に入居後毎年行われる収入の調査により、一定の基準より収入が増えると家賃負担が大きくなります。さらに一定の基準を超える高額収入を得るようになった場合は、住宅を明け渡していただきます。

2 入居時の注意

(1) 入居時期

入居は、通知された入居可能日から14日以内となっています。

入居しましたら、住所登録の異動等必要な手続きをしてください。

(2) 水道・電気・ガスの使用申込み

水道・電気・ガスは止めてあります。使用開始のときは、それぞれの供給会社等へ連絡し、使用開始の手続きを済ませてから使用してください。

(3) 引越時の注意

引越の車を車道、駐車場以外の場所に乗り入れると、付帯施設や埋設物を破損する恐れがあります。これらのものを破損した場合は、あなたの費用負担で修復していただくことはもちろん、他の方々にも多大な迷惑をかけることとなりますので、くれぐれもご注意ください。

(4) 引越ゴミの整理

引越に使用した段ボール等（引越ゴミ）を大量にゴミ置場に出すと、他の一般ゴミが収集されないこともあるので、ゴミ置場には出さないで、クリーンセンターにお問い合わせのうえ、各自で処分してください。

3 家賃の納入

(1) 納入方法

家賃は定められた期限内（毎月末日）に納付してください。

家賃を納入する方法は「納入通知書」と「口座振替」があります。

ア 納入通知書による方法

金融機関の窓口にて、納入通知書により毎月家賃を納入する方法です。
納入通知書は、一年分まとめて、入居者のみなさんに送付いたします。

イ 口座振替による方法

住宅名義人の預金口座から毎月自動的に家賃を引き落とす方法です。

※ 口座振替依頼書に必要事項を記入して、住宅名義人の預金口座のある
下記取扱金融機関へ提出してください。

・みずほ銀行	・埼玉りそな銀行	・武蔵野銀行	・東和銀行
・飯能信用金庫	・青梅信用金庫	・中央労働金庫	・いるま野農業協同組合

(2) 家賃を滞納した場合

家賃を滞納されますと、訪問による納付督促や面談を求められることになります。
また、連帯保証人に家賃の支払い請求をする場合もあります。連帯保証人にも大変な迷惑をかけることとなりますので、家賃は期限までに納入してください。

なお、滞納が3ヶ月以上となった場合は、明渡しを請求します。

4 敷金

市営住宅に入居するときには、家賃の3ヶ月分の敷金を納めていただきます。
この敷金は、原則として市営住宅を退去されたときに全額お返しします。

なお、未納家賃等債務がある場合は、敷金を充当した後の残金となりますが
退去時の修繕が完了しない場合は、完了するまで敷金はお返ししません。

5 収入申告

収入申告は、翌年4月からの家賃額を決定するために行うものです。

毎年6月頃、入居者全員に収入申告についてのお知らせをしますので、同封の収入申告書に家族全員（中学生以下を除く。）の収入の額を証する書類（課税証明書等）と必要書類を添えて提出してください。

6 明渡し請求

入居者が次の各号のいずれかを行なったときは、市営住宅の明渡しを請求します。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 市営住宅又は共同施設を故意に損傷させたとき。
- (4) 承認を得ないで他の者を同居させたとき。

- (5) 他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- (6) 正当な事由によらないで引き続き15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (7) 住宅を転貸したり、入居の権利を譲渡したとき。
- (8) 無断で住宅以外の用途に使用したとき。
- (9) 承認を得ないで、住宅の模様替え、増築又は改築したとき。
- (10) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

7 共益費等の負担

団地の階段灯、外灯、給水施設等の電気料、汚水施設の管理費、その他の共同施設の管理費等は、共益費として入居者の皆さんで負担することになります。

この分担する金額を集めたり、支出することは、団地内自治会や自治班の運営に委ねられています。入居者は、団地内自治会や自治班に加入し、住みよい団地づくりに努めてください。

8 届出、申請

次のような場合には、速やかに公社川越支所にご相談のうえ、必要な手続きを行ってください。

- (1) 出生、同居者の死亡又は同居者が転出した場合
- (2) 入居の際に同居した以外の者を同居させようとする場合（同居させようとする者の収入額によって、入居が不可能な場合があります。）
- (3) 名義人が転出又は死亡し、同居者（同居者である配偶者及び高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者に限ります。）が引き続き入居しようとする場合
- (4) 病気や失業等で家賃の支払いが困難となり、家賃の減免等を受けようとする場合
- (5) 連帯保証人を変更する場合
- (6) 軽微な模様替えや増築又は改築をしようとする場合

9 住宅の修繕

住宅の使用について、入居者は、その維持保全に十分注意を払うことが義務づけられていますが、破損等が生じたときの修繕は入居者の皆さんに負担していただくものと、公社（市）の負担で行うものがあります。

入居者の故意・過失で汚損、破損したときは入居者の費用負担となりますので、ご注意ください。

詳しくは、11ページ“VI 修繕区分について”をご覧ください。

10 住宅を退去する場合

住宅を退去するときは、下記の手続き等を行ってください。

- (1) 明渡し届を退去される日（明渡し日）の5日前までに提出してください。
- (2) 破損した窓ガラス等入居者の故意・過失で汚損、破損したものの修繕を行うとともに、室内、室外を十分に清掃し、次の入居者に支障のないようにしてください。
- (3) 退去される前に、公社の立ち会い検査を行い、修繕、清掃等の状況を確認します。
- (4) 原則として敷金は全額お返しいたしますが、退去時の修繕が完了しない場合は、完了するまでお返ししません。また、家賃に未納金等がある場合は、そちらに充当させていただきます。

Ⅱ 住宅の設備について

1 玄関

- (1) 「かぎ」を紛失したときは、防犯上、入居者ご自身のご負担によりシリンダーごと取り替えてください。
皆さんにお貸した「かぎ」以外に予備の「かぎ」はありませんので、紛失しないようご注意ください。
- (2) 強風時の玄関ドアの開閉は、ドアが風にあおられることにより急閉して思わぬ事故につながる恐れがありますので、十分注意してください。
- (3) 玄関ドアと下枠の間に物を挟むことは、ドアの開閉が悪くなる一番の原因になりますので止めてください。

2 居室

結露とカビに注意してください。

湿気を含んだ温度の高い空気が低温の物にふれますと、水滴が生じる場合があります。これが結露と呼ばれるもので、冬季に窓ガラスに水滴がたまるのは結露の代表的なものです。

結露はカビの発生、腐朽などの原因となりますので、十分に換気していただくとともに、日頃から次のことに注意してください。

- (1) 押入や戸棚の戸等は、雨天の日以外はなるべく両端を10cm位開け、風通しをよくしてください。
- (2) 家具などが壁際に置いてあると風通しが悪くなりますので、壁から5cm位の空間を開けていただくと風通しが良くなり、乾燥しやすくなります。
- (3) 入浴時の浴室への出入りに伴い多量の水蒸気が流れ出ますので、常に風通しをよくして室内の乾燥を心がけてください。
- (4) 1室のみを暖房される場合、暖房しない部屋に結露が生じることがありますので、注意してください。
- (5) 結露している部分は良くふき取るようにしてください。万一、カビが生じた場合には乾燥させ、ていねいに取り除いてください。

3 台所の流し

台所は、皆さんの健康を守る大切な場所です。流しの周囲はいつも清潔に保つようになしてください。

- (1) 米粒、茶殻等を流さないよう気を付けてください。また、串や楊枝などは前もって取り除くようにしてください。

- (2) 使用した油を流しに捨てると排水管に付着して流れが悪くなります。油は布や新聞紙にしみ込ませて、可燃ゴミとして捨ててください。

4 浴室

浴室は、皆さんの疲労をいやす場所です。清潔でゆとりのある生活をするために、いつも気持ちよく入浴できるよう浴室は清潔に保つようしてください。

- (1) 浴室は天井や壁にカビが発生しやすいので、使用しないときはできるだけ窓や扉を開け、換気してください。
- (2) 高圧洗浄機で浴室を清掃すると排水管、壁・床が破損し、水漏れの原因となります。高圧洗浄機を使った清掃はしないでください。

5 便所

- (1) トイレトペーパー以外の紙は使用しないでください。また、床は防水をしておりませんので水を流さないでください。
- (2) 不溶物等は絶対に流さないでください。污水管詰まりの原因になります。この場合の修繕費は、入居者の負担となります。

6 ベランダ

住宅のベランダは、火災時の隣家への避難通路の役目をしています。

- (1) 火災が発生して玄関から避難できないときは、隣家とのパーテーション（間仕切り板）を壊して隣家へ避難してください。
そのため物置や荷物等障害となるものを置かないでください。
- (2) 木箱など踏み台となるようなものはベランダに置かないでください。お子さんのいる家庭では、落下の原因となりますので特に気を付けてください。
- (3) 手すりの上に植木鉢等を置くことは、落下のおそれがあり非常に危険ですので絶対にやめてください。

Ⅲ 共同施設について

1 階段・廊下

階段や廊下は、皆さんが毎日通行する住宅の通路であるとともに緊急時の避難路です。

また、高齢者や歩行が困難な方のために、手すりを設置しています。

この階段、廊下、手すりを安心してご使用いただくために、次の事項を守ってください。

(1) 手すりの近くに物を置かないでください。

手すりの近くに物を置かれますと、手すりが使えません。

また、小さなお子さんが、置かれた物を踏み台にして手すりに登り、落下する恐れがあり危険です。

(2) 通行の障害になるので、自転車等を廊下に置くことは、禁止しています。

2 自転車置場

自転車等は、定められた場所に整理して置いてください。置場のスペースには限りがありますので、不要な自転車等は適切に処分してください。

3 ゴミ置場

ゴミは決められた日に出してください。

ゴミ置場は、入居者の皆さんで常に清潔を保つよう、協力してください。

4 エレベーター

地震、火災、落雷時には危険ですので使用しないでください。災害時は階段で避難してください。

また、エレベーターを乱暴に扱うと運転が停止して、中に閉じ込められることがありますので、十分注意してください。

5 駐車場

駐車場を利用する際は、必ず公社に利用許可申請を行い、許可を受けてから使用してください。利用に当たっては、以下の条件を満たす必要があります。

(1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。

(2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。

※ 駐車位置等のご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

IV 団地生活について

市営住宅は、独立した家屋と違って隣近所が接した集合住宅です。階段・廊下等共同で利用する施設も多いことから、皆さんがお互いに協力して生活を営んでいかなければなりません。

ある人にとっては当然なことであっても、別の人にとっては不愉快に感じるものが数多くあるものです。したがって、お互いに守らなければならないルールがあります。

このルールをお互いに認め合い協力し合って、よりよい住宅環境をつくり、快適に生活できるよう努めてください。

1 音（お互いに気をつけたい音）

コンクリート造りの建物は、音等が意外と響きやすいので、次の事項にご注意いただき、他の方の迷惑にならないように工夫してください。

- (1) テレビ、ラジオ等の音量
- (2) 深夜、早朝等のドアの開閉
- (3) 深夜、早朝等の水回りの音
- (4) 室内を走ること等

2 動物の飼育禁止

団地内では、犬、猫などの動物を飼育することを禁止しています。

飼う方にとっては、なんでもない鳴き声や臭いが、他人にとっては大変迷惑なことであり、そのことから隣近所とのトラブルを起こす原因ともなります。楽しい団地生活を送るために、動物の飼育はしないでください。

※ 公社（市）の改善指導に従わない場合は、市営住宅を退去していただく場合もあります。

3 水漏れ（気を付けましょう・階下への水漏れ）

市営住宅は、浴室を除き、防水処理を施してありませんので、水をこぼしたり、まいたりすると、少しの水でも階下の部屋に水漏れすることがあります。

不注意で水をこぼした場合は、階下の方に迷惑をかけることはもちろん、天井、畳、家具等の補修費や、電化製品の損害賠償は原因者が負担しなければなりません。洗濯や掃除等水を使うときは、水漏れに十分注意してください。

万が一、水漏れが発生した場合は、すぐに水の使用をやめ、平日昼間に公社川越支所にご連絡ください。

4 自動車の駐車禁止

市営住宅内は、指定された駐車場以外の場所への駐車は認めていません。

通路や道路に駐車することは、消防車や救急車等の緊急自動車の通行に支障をきたすだけでなく、事故の原因となりますので、駐車しないでください。

路上駐車は、団地の「公害」ですので、皆様で力を合わせて路上駐車をなくしましょう。

(駐車場は子どもの遊び場ではありません、駐車場使用者の迷惑とならないようにしてください。)

◎ インターネット接続について

下表の通り、NTT又はKDDIの光回線が設置されています。お申込みは、電話回線会社へ直接お願いしています。NTTとKDDI以外の回線接続可否については、ご希望の電話回線会社にお問い合わせください。

なお、下表以外の住戸に光回線は設置されていません。ご希望の場合は、電話回線会社と個々にご契約ください。

NTT bフレッツ光 マンションタイプ		KDDI 光one マンションタイプ	
富士見1～5号棟	2005年5月～	富士見1～5号棟	2009年12月～
平松7～13号棟	2005年4月～	平松7～12号棟	2009年12月～
浅間団地(北)	2005年4月～ ※コラボ光増設済	X	X
中山1～4号棟	2005年4月～		
岩淵1～2号棟	2005年5月～		

V 防災について

1 火災

火災が発生すると、隣近所への煙による損害、消火活動に伴う水損等近所の方々に多大な迷惑を及ぼすこととなります。

- (1) 自分の部屋から出火した場合 ⇒ 近所へ知らせると同時に消防署（119番）へ通報してください。
※ 建物の現状回復、近隣への損害賠償、住宅の明渡し等の措置を受ける場合があります。
- (2) 近所で火事が発生した場合 ⇒ 自分の部屋に火や煙が入らないように、玄関ドアや窓を閉めてから消防署（119番）へ通報してください。
- (3) ベランダ等の避難通路や消火設備などの周辺には、物を置かないでください。
- (4) 火災については、大小を問わず、必ず公社川越支所と消防署（119番）へ報告してください。

2 地震

地震のときは、あわてて廊下や階段に飛び出したりするとかえって危険です。
地震が発生したら…

- (1) まずは身の安全、テーブルの下や布団等で落下物から身を守ってください。
- (2) 地震が落ち着いたら、玄関ドア、窓を開けましょう。避難口の確保が大切です。
※ ドアが変形することがあります。
- (3) 地震の被害よりも、その後に起こる火災の被害の方が大きいことがあります。
ガスレンジ等の火の元や家電製品の取り扱いに十分注意してください。

3 台風

- (1) 気象情報に注意しましょう。
- (2) 停電に備えて懐中電灯やローソクを用意しましょう。
- (3) 浸水の恐れがあるときは家財道具を高い場所へ移動させましょう。
- (4) いつでも避難できるように、非常時持出し袋を確認。断水に備えて飲料水を確保。
- (5) 避難場所を確認しておいてください。

VI 修繕区分について

市営住宅は、市民生活の安定と社会福祉の増進を目的として、国庫補助金や市税等によって設置された公的住宅です。

したがって、貴重な市民の資産である市営住宅を適正に維持するための『きまり』が、公営住宅法や飯能市営住宅設置及び管理条例等により定められています。

3 ページ “ I 住宅の管理について ” 内の “ 9 住宅の修繕 ” にて市営住宅の使用について、入居者はその維持保全に十分注意を払うことが義務付けられているとともに、修繕についても一定の費用負担をしなければならないことを説明しています。ここでは飯能市が設置した施設・設備等の修繕について、公社（市）と入居者の費用負担区分をわかりやすく解説します。

なお、この中で、公社（市）の負担区分になっているものであっても入居者の故意・過失や使用方法が悪いために発生した損傷又は汚損（定期的に清掃等をしないために発生した床や壁等の腐食やカビの発生等）は、すべて入居者の費用負担となります。あらかじめご承知おきください。また、入居決定後ひと月内に生じた不具合につきましては負担区分に関わらず公社（市）の負担で修繕を行う場合がありますので、公社川越支所にご相談ください。

1 屋内部分

項目	修繕内容	負担区分		備考
		公社 (市)	入居者	
天井	① 塗装（部分的なもの）		○	
	② 天井板の修理及び取替え	○		傷、汚れは入居者
内壁	① 塗装及び壁紙（クロスを含む）の張替え、清掃		○	
畳	① 畳表の修理及び取替え	○		故意・過失は入居者
	② 畳床の修理及び取替え	○		破損のひどい時
	③ 畳下地の修理及び取替え	○		破損のひどい時
床	① 床板の修理及び取替え	○		破損のひどい時
	② P タイル等の修理		○	
	③ 根太の修理及び取替え	○		
	④ 大引の修理及び取替え	○		
	⑤ ベランダの床の修理	○		

項目	修繕内容	負担区分		備考
		公社 (市)	入居者	
玄関扉	① 金属製の扉の取替え	○		
	② 金属製の扉の修理	○		
	③ ドアクロザーの取替え	○		
	④ ドアクロザーの修理及び調整		○	
	⑤ ドアスコープの修理		○	
	⑥ ドアチェーンの修理		○	
	⑦ 鍵の取替え		○	
	⑧ 鍵・取手の修理		○	
	⑨ ドア郵便受けの修理		○	
	⑩ 蝶番の修理		○	
	⑪ 扉枠の修理及び取替え	○		
手摺等	① 窓の手摺・ベランダの手摺の修理及び取替え	○		
	② ベランダの天井物干し金具等の修理	○		
	③ ベランダ仕切版の修理及び取替え	○		
建具	① アルミサッシ戸の建具修理及び取替え	○		
	② 小窓締りの修理		○	
	③ ガラス・パテ・ビートの取替え		○	
	④ 引手・クレセント・その他付属金具の修理		○	通常損耗・経年劣化は公社(市)
	⑤ 枠の修理	○		
	⑥ 既存カーテンレールの修理		○	通常損耗・経年劣化は公社(市)
	⑦ 襖の張替え		○	通常損耗・経年劣化は公社(市)
	⑧ 鴨居・敷居の修理	○		
	⑨ 戸車の修理		○	通常損耗・経年劣化は公社(市)
	⑩ ドアノブの修理		○	通常損耗・経年劣化は公社(市)
棚・下駄箱	① 戸棚の修理		○	
	② 台所の棚の修理		○	
	③ 物入れの棚の修理		○	
	④ 押入れの棚板の修理		○	
	⑤ 下駄箱の修理		○	

項目	修繕内容	負担区分		備考
		公社 (市)	入居者	
台所	① 流し(ガス台を含む)の修理		○	
	② 流しのトラップの修理及び取替え		○	排水口詰まり含む
	③ 扉・引出等の修理		○	
	④ 室内換気口の修理		○	
洗面所	① 洗面器の修理及び取替え		○	排水口詰まり含む
	② 洗面器のトラップの修理及び取替え		○	
	③ 洗濯防水バンの修理及び取替え		○	排水口詰まり含む
浴室	① トラップの修理及び取替え		○	排水口詰まり含む
	② コーキングの修理	○		
	③ 水道蛇口等の修理		○	
	④ 漏水の修理	○		
	⑤ 浴槽・風呂釜		○	入居者が設置した場合
給水	① 給水栓の修理		○	
	② パッキンの取替え		○	
	③ 漏水の修理	○		
便所	① タンクの修理 (ボールタップ・パッキン等)		○	
	② 便座の修理及び取替え		○	
	③ 洗浄管の修理及び取替え		○	
	④ ペーパーホルダーの修理		○	通常損耗・経年劣化は公社(市)
	⑤ 便器・汚水管の詰まり清掃		○	
	⑥ 床板の修理及び取替え	○		破損のひどい時
ガス	① ガスコックの修理		○	
	② ガスホースの修理		○	
排水	① 建物の排水管の修理及び取替え	○		
	② 建物の排水管の清掃 (共用縦管)	○		
	③ 各戸の排水管の修理及び取替え	○		
	④ 各戸の排水管の清掃 (接続横管)		○	
	⑤ 各戸の排水口の清掃		○	

項目	修繕内容	負担区分		備考
		公社 (市)	入居者	
電気設備	① 分電盤の修理及び取替え	○		
	② 照明器具の修理		○	
	③ 電球・蛍光灯・グローランプの取替え		○	
	④ スイッチ・コンセント・アース端子・テレビ接続端子・同プレート等の修理		○	
	⑤ 引掛シーリング・コード・ソケットの修理		○	
	⑥ 換気扇の修理及び清掃		○	
	⑦ ダクト式換気扇の修理及び取り替え	○		
	⑧ 換気扇付属フィルター・フードの修理及び清掃		○	
	⑨ チャイム・インターホンの修理		○	
ます・側溝	① 排水・汚水ます及び蓋の修理	○		
	② 排水管・汚水管の清掃	○		
	③ 側溝の修繕	○		
	④ 側溝の清掃		○	
公園	① 砂場の砂の補充	○		
	② 遊具の修理及び取替え	○		
	③ ベンチの修理及び取替え	○		
植栽	① 樹木・生垣の剪定	○		年1回は公社(市)負担で実施
	② 草刈り	○		年1回は公社(市)負担で実施
	③ 前庭等の管理		○	
消毒	① 害虫駆除		○	
	② 蜂の巣駆除(屋外)		○	

2 屋外部分

項目	修繕内容	負担区分		備考
		公社 (市)	入居者	
電灯	① 階段灯・廊下灯・駐輪場等の電球蛍光管及びグロー・ヒューズ等の取替え		○	
	② 階段灯・廊下灯・駐輪場等の器具の修理	○		
	③ 外灯（電球・水銀灯）の修理	○		
その他	① 共同受信アンテナ施設の修繕及び取替え	○		
	② 簡2・簡平の個人設置アンテナ等の修理		○	
	③ 集合郵便箱の修理(扉・取手・蝶番等)		○	

3 共益費

共益費は、団地内の共用施設を維持するための費用で、入居者が負担する実費弁償的、消耗品的な性格のものです。この費用の徴収は、入居者で組織する管理組合等が行い、相手方に直接支払うものです。

共益費の主なものは、次のとおりです。

費用の種類	共用施設又は負担の内容
電気料金	街路灯・階段灯・集会室・給排水施設等の電気の基本料金及び使用料
電気器具の消耗品	上記の電球・蛍光管・グローランプ・コード笠・スイッチ・ソケット・ヒューズ・屋内端子・自動点滅器等の修理又は取替え
水道料金	屋外散水栓、集会所等の水道施設の基本料及び使用料
水道施設の消耗品	上記の給水栓及びパッキン等の修理又は取替え
排水施設の維持等	屋内外排水口の清掃、ごみ置場及び消毒に要する費用
草刈り・樹木の剪定等	樹木の管理剪定（草刈り・樹木等の剪定は、年度1回は公社(市)負担で実施します。）
その他	テレビ共同視聴設備使用料等の費用及びその他、管理組合等で必要とする消耗品等の費用

VII 管理代行（委託）について

飯能市では、市営住宅管理業務全般について管理代行（委託）しています。

1. 市営住宅管理代行業者

埼玉県住宅供給公社 川越支所

所在地：埼玉県川越市的場2218-4 ベルアート301号室

連絡先：Tel 049-227-6418

2. 代行（委託）業務内容

(1) 入居管理業務

ア 入居者募集に関する業務

- ・毎年6月と12月に入居者を募集し、入居者を決定して入居手続きを行う。

イ 不正入退居に関する調査業務

- ・市営住宅において、不適正に入居している者、退去した者について調査業務を行う。

ウ 収入超過者等対策に関する業務

- ・収入超過者等の認定を受けた入居者に対して住宅明渡し指導を行い、また他の公共賃貸住宅等への斡旋業務を行う。

エ 諸申請の受付及び承認に関する業務

- ・入居者から申請書を受領して審査し、承認書等を発行する。

オ 一般修繕受付等に関する業務

- ・平日の8:30～17:15に給排水や電気系統等〔(注)住宅の修繕区分が公社(市)負担〕の故障で修繕が発生した場合の電話受付及び指定業者への修繕発注業務を行う。

カ 緊急修繕受付等に関する業務

- ・公社の営業時間外（土、日、祝日、平日の17:15～翌日8:30）に、給排水や電気系統等〔(注)住宅の修繕区分が公社(市)負担〕の故障で緊急な修繕が発生した場合の電話受付及び指定業者への修繕発注業務を行う。

(緊急でない修繕は、平日昼間に公社川越支所へご連絡ください。)

◎ 緊急修繕連絡先： ハートライン受付センター

TEL 048-829-2808

(注) 住宅の修繕区分

住宅の使用について、入居者は、その維持保全に十分注意を払うことが義務づけられていますが、破損等が生じたときの修繕は入居者の皆さんに負担していただくものと、市の負担で行うものがあります。

※ 3 ページ “ I 住宅の管理について ” 内の “ 9 住宅の修繕 ”
及び11 ページ “ VI 修繕区分について ” をご覧ください。

(2) 駐車場の管理に関する業務

ア 駐車場使用料の収納業務

・家賃の収納業務に準じて駐車場使用料の収納を行う。

イ 駐車場使用料の滞納整理業務

・駐車場使用料の滞納者に対して督促状の発送と納入指導を行う。

ウ 駐車場空き区画の申込み受付業務

・駐車場の使用申込みを受付し、使用許可書を発行する。

(3) 住宅退去に関する業務

ア 退去手続きに関する業務

・退去の連絡を受けて退去検査を行い、市へ敷金の還付手続きを依頼する。

イ 退去住宅の修繕に関する業務

・新入居者が決定したら業者へ住宅修繕を依頼する。

(4) その他管理代行業務に付随する債権管理業務

ア 家賃の収納業務

・住宅使用料の口座振替の推進、納入通知書の発行と収納を行う。

イ 家賃の滞納整理業務

・住宅使用料の滞納者に対して、滞納整理実施方針の作成、滞納整理を実施するとともに明渡し訴訟に向けての業務を行う。

ウ 収入認定に関する業務

・毎年6月に入居者からの収入申告書等の提出、処理業務及び10月に収入認定等通知書の発送業務を行う。

メモ欄

市営住宅入居のしおり

(保存版)

編集・発行

令和4年4月

飯能市建設部建築課

埼玉県住宅供給公社川越支所

お問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社 川越支所

〒350-1101

川越市的場2218-4^ハル^アート301号室

tel 049-227-6418

fax 049-233-5353

- 電話番号のかけまちがいにご注意ください。
- 受付時間は土、日、祝日を除く8:30から17:15です。

案内図

